

○金谷委員長 開会いたします。

本日は全員出席ですので、会議を開きます。

令和2年第2回臨時会提出議案についてに入ります。議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第4号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、理事者から説明をいただきます。福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案している議案のうち、福祉保険部所管にかかわる事項につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の6ページをごらんください。3款1項1目、社会福祉総務費の特別定額給付金支給費でございます。4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、迅速かつ的確に家計を支援するために、市民1人当たり10万円の特別定額給付金を支給するもので、支給に係る経費として、336億4千200万7千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が国庫支出金となっております。

続きまして、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。同じく、補正予算書の14ページをごらんください。2款6項1目の新型コロナウイルス感染症傷病手当金でございます。新型コロナウイルスに感染した被用者等に対して、欠勤した場合に傷病手当金を支給するもので、支給に係る経費として650万2千円を補正しようとするものであります。財源は、全額が道支出金となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 今臨時会に提出しております議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管にかかわる事項について御説明申し上げます。

まず、補正予算書の6ページになりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、子育て世帯臨時特別給付金支給費でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、当該感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を支給する世帯に対して対象児童1人当たり1万円を支給する臨時特別給付金と、その事務費を合わせて4億2千842万5千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額国庫支出金です。

続きまして、補正予算書の7ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のうち、出産支援推進費でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、妊婦が肺炎にかかった場合に重症化する可能性があることから、一層厳密な感染予防を図る必要があるため、国で購入した妊婦への布製マスクの配布に必要な事務費193万3千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が96万6千円、一般財源が96万7千円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 保健所長。

○鈴木保健所長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。令和2年2月1日から新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定され、本市でも2月22日に判明した初の陽性患者発生から、これまで延べ16例の陽性患者を確認したところであります。全国及び道内での患者数の急増により、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大したことから、今後の市内での検査体制の拡充、医療体制の確保、移送体制の整備、防護物品の確保等を早急に進める必要があることから、委託料、報償費など4千807万円を追加しようとするものでございます。

続きまして、一つ下の段の4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の試験検査費についてであります。本事業は、感染症等の各種検査を実施し、公衆衛生の向上及び推進を図るものであり、今般の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環として、PCR検査の増加に伴い、使用する試薬等を購入する必要があることから、114万6千円を追加しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○金谷委員長 保険制度担当部長。

○向井福祉保険部保険制度担当部長 議案第4号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。

本条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容といたしましては、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、感染が疑われる者が療養のため欠勤し、給与が支払われないときに、欠勤した日から起算して3日を経過した日から、欠勤した日について傷病手当金を支給しようとするものでございます。この改正は、令和2年1月1日から規則の定める日までの間で、療養のため欠勤している期間、適用しようとするものでございます。なお、規則で定める日は、国の基準に合わせ、令和2年9月30日までとしようとするところでございます。

続きまして、議案第5号、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の傷病手当金に関し、必要な規定を整備するため所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容といたしましては、後期高齢者医療制度の保険者である北海道後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、その申請書の提出の受け付けに係る事務を本市において行う事務に追加するものでございます。なお、傷病手当金の制度につきましては、先ほどの国民健康保険と同様の内容となっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○金谷委員長 それでは、理事者からの説明に対して発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、議案の説明にかかわり出席している理事者につきましては、こ

の後、順に退席をお願いいたします。委員会は、休憩せずそのまま続けてまいります。

2、新型コロナウイルス感染症対策に関する国民健康保険及び税の対応について、御発言はありますか。

小松委員。

**○小松委員** この新型コロナウイルスにかかわって、簡潔に税務部と国民健康保険担当にお聞きをしたいというふうに思います。

今、国は、補正予算を編成して、それを見越して旭川市でも、この臨時会に対する提出議案を配付しているということではありますが、それらに網羅されていない部分で、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大や、感染防止のための行動自粛等により、自営業者や働く市民に深刻な影響が出てきています。収入の減少に伴って、それらの人が市税や国保料を納付しようとしても重荷になってくることは間違いありません。既に、固定資産税は、今年度の賦課通知が送付されています。6月には、道市民税の納付書と国保料の納付書が発送されることになると思います。

お聞きします。市税にしても国保料にしても、納税推進のための事務は税務部が担うことになっていますが、国からは、新型コロナに関連して、住民生活に配慮した対応を求めようという内容の通知が発出されていると思いますが、その内容について、まず御説明をしてください。

**○今野税務部納税推進課主幹** 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合や、売上げの急減により納付資力が著しく低下している場合の対応として、市税に関しまして、地方団体がとり得る措置として、徴収や換価の猶予等がありますことから、当該感染症による影響や財産の状況を初め、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適切に対応するよう令和2年3月18日付で通知がなされております。国民健康保険料に関しましても、徴収の猶予について適切に運営を図るよう令和2年3月10日付で通知がなされております。また、令和2年4月7日には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、地方税につきましても、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされております。徴収にかかわる部分で申し上げますと、徴収の猶予制度の特例が設けられることが示されたところでございます。

**○小松委員** 徴収の猶予制度の特例が設けられて、既に、通知が基礎自治体にもされているということでもあります。現行も徴収の猶予制度はあるわけでありまして。国税通則法第46条に定められており、地方税法もこれに準ずるという取り扱いをしてきています。地方税法では第15条に、徴収の猶予に関する規定を持っています。現行のものは、事業について災害などの著しい損失を受けた場合や、家族の病気、事業の廃止や休止、その他これらに類する事実があった場合は、納税の猶予、徴収の猶予が認められるという規定であります。ただし、原則として徴収猶予する際には担保が必要となり、延滞金は軽減されるもののゼロにはなっていないというのが、現行の制度であります。今回の新型コロナの影響に配慮しての納税の緩和制度については、どのようになっているのか、お示してください。

**○今野税務部納税推進課主幹** 納税の緩和の制度についてでございますけれども、市税の猶予制度については、地方税法などの改正により、収入が前年同月に比べておおむね20%以上減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで最大1年間徴収を猶予できる特例が設けられることが予定さ

れております。この特例猶予制度は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、一時に納税することができない納税者に対して、特に手厚い制度になっておりますことから、そのような納税したくてもできない方に対して積極的に活用されるようお知らせしていきたいと考えております。また、既存の徴収猶予、換価猶予制度については、手続の面で納税者にできるだけ負担の少ない運用を行っております。

**○小松委員** 今、御説明があったように、納税の猶予をかなり現行のものよりも拡大した内容なんですね。特徴は、その損失を受けた場合という規定をかなり具体的に明記しています。売り上げが前年同期に比べておおむね20%以上。20%とがっちり固めたものではありません、おおむねという表現。それから、令和2年2月以降の任意の期間において、前年同期比おおむね20%減少なんです。だから、3月、4月がそれなりに減少していなくても、5月で減少したら、この納税の猶予を適用するというのが国の考え方であります。

そこで、これは地方税法を改正して、納税の猶予を今説明いただいた内容で取り扱うというふうになっているんですが、旭川市において条例の改正はどうなるのか。必要ないのかあるのか、お答えいただきたいと思います。

**○坪内税務部次長** ただいま国会で審議されております地方税法等の一部改正に伴い、地方自治体におきましても、市税条例の改正を要する部分があると承知しておりますが、当面、急ぎの対応が必要とされる徴収猶予の特例関係で申し上げましても、既存の規定の準用規定を設けるといった補足的な改正でありまして、制度の本質にかかわるものではございませんので、法の施行後直ちに市民周知を行い、運用を開始することに支障はないものと考えております。

今後の市税条例の改正につきましては、国から条例例が示された後に改めて内容を精査することになります。可能な限り早い時期に議案を提出し、御審議いただきたいと考えているところでございます。

**○小松委員** 今、前年同期比でおおむね2割以上収入が減少した場合には、徴収の猶予、これも規定に基づいて対応されるということなんです。

そこでお聞きしたいんですが、市民負担の中で、市民税、道民税の負担が重いのは間違いありませんが、それよりも国民健康保険料の負担がずしりと重い。この国保が同様に、前年同期比でおおむね20%以上収入が減少した場合に、今説明されたこの延滞金は要りませんよ、1年間は担保も要りませんよ、納税を猶予しますよと、この規定が適用されるのかどうなのか、お聞きいたします。

**○佐瀬税務部納税推進課長** 国保料につきましては、保険料の減免措置が別途、設けられる予定でありまして、徴収の猶予の特例については適用にならないと考えているところでございますが、これについては改めて国に確認をしているところでありまして、結果、適用にならないという答えであったとしても、既存の猶予制度を活用いただくなど、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

**○小松委員** 今のところ、負担が重い国保料の徴収の猶予は、これを適用するという通知もなければ、どういうふうな取り扱いになるのかは定かでないということであります。これは、後ほど国民健康保険課にもお聞きしたいと思います。

固定資産税についても、もう既に納付通知書が発送されていますが、軽減措置があるというふう聞いておりますが、その内容についてお聞きをいたします。

○宮川税務部資産税課長 固定資産税の扱いにつきましては、現在、国から中小事業者が保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税に関する扱いが示されております。内容といたしましては、2020年2月から10月の任意の3カ月の売り上げが、前年同期比30%以上減少した場合は2分の1に軽減、50%以上減少した場合は全額を免除というものでございます。また、既存の生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するための特例措置につきましても、拡充等が予定されております。

○小松委員 今年度分はだめなんですね。これは適用が来年度からです。だけど、この軽減措置もなかなかのものなんですよ。任意の3カ月の売り上げが前年同期と比べて30%以上減少した場合は、固定資産税を2分の1に軽減する。50%以上減少した場合は、全額を免除する。これが、次年度においてそういうふうに取り扱われるということの説明であります。

それで今、実際問題としてかなり売り上げが減少して、市民生活や小規模事業者は四苦八苦しているという状況であります。納税に関する問い合わせが寄せられているものかどうなのか、わかる範囲でその件数と内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○佐瀬税務部納税推進課長 まず、市民からの納税に関する問い合わせの件数についてであります。新型コロナウイルスに関する特別相談窓口を設置いたしました本年3月16日から4月24日までの間で、延べ357件の問い合わせが寄せられてございます。内容につきましては、パチンコ店、ホテル等の企業に限らず、飲食店や建設業等の個人事業主の方、あるいはパート契約の個人等、さまざまな業種において相談が寄せられておまして、主なものとしましては、売り上げの大幅な減少や出勤日数の制限によりまして、収入が大幅に減少しているなどにより、納付を待ってほしい、あるいは分割納付をしたいといった相談をいただいております。

○小松委員 この後、納税の猶予、あるいは来年度からですが、固定資産税の軽減措置も図られる。納税をどうしようかというところに頭が動いていない人のほうが私は多いと思うんですね、当面の生活や営業をどうしようかということで。しかし、通知書は届くわけで、これらに関して十分、一人一人の市民や事業者が読みといて、手続をするということには必ずしもならない状況にある。したがって行政として、親切丁寧、わかりやすい周知が当然のことながら求められるというふうに思いますが、どのように考えて、どのように対応しようとしているのか、お聞きをいたします。

○坪内税務部次長 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、納付が困難な方に対しましては、猶予制度に該当するケースを例示するなど、できるだけわかりやすい形でパンフレットを作成いたしまして、ホームページへの掲載や、庁内の窓口等で配布を行っております。納付相談を通じて制度の積極的な説明に努めているところでございます。また、今後におきましては、猶予の特例に関する法案の成立状況を踏まえながら、市民広報やホームページに掲載し、報道依頼についても行っていただくほか、テレビ、ラジオ及び総合庁舎1階の番号案内表示機を活用した周知ですとか、納税通知書に猶予に係るお知らせの文書を同封することなども検討するなど、多様な手法を用いて周知を図ってまいりたいと考えております。

○小松委員 いわゆるコロナの感染症対策として、既に示されている中身、それから、これからもその拡充等が十分に起こり得るというふうに思うんです。私は、市民生活全体にわたって非常に経験したことがない困難、そうした危機に直面をしていると。したがって、地方行政は、税の収入なくして運営は成り立ちませんから、その事務に当然しっかりと当たると言うことは言うまでもあり

ませんが、問題は、さまざまな理由をもとに納付が困難、徴収の猶予だけでは難しい、あるいは徴収の猶予に該当しない、さまざまな理由のもとで滞納している世帯について、どういう思いで皆さん方が対応していくのかということ、普通であれば聞く必要はないんですが、何と言っても2、3年前は5千件もの差し押さえ事務を行ったところでもありますから、あえて、どういう心がけ、思いで納税の事務、納税の推進に当たっていくのか、部長からお答えをいただきたいと思います。

**○稲田税務部長** 今回のコロナウイルス拡大による経済的影響につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、私どもも3月の中旬から、市税の納付が困難となった方々を対象とした特別相談窓口を設置いたしまして、その中で、これまで約一月間で300件を超える問い合わせをいただくなど、市民の暮らしや市内経済への影響の大きさを実感しているところでございます。また、ちょうど今時期は年度初めということもございまして、これから市民税や軽自動車税など、納税に係る通知書が市民や事業者のお手元に届くことになりまして、それに対して、御不安でありますとか心配を抱えていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。

もとより、税の納付というのは行政サービスを受取るための必要な負担ということもありまして、履行していただくのが前提でございます。また、地方税法という枠組みがある中で、定められた仕組みの中で運用せざるを得ないものではございますけれども、ただ今回、御質疑がありましたように、一定の条件に該当する方々につきましては、これまでも既存の制度の中で、徴収の猶予、換価の猶予といった、そういう緩和制度がございましたし、また、現在、国会で審議中の税法改正では、徴収猶予の特例というのが、国税、市税を含めて設けられるような、そんな仕組み、そんな制度も設けられる見込みとなっております。市といたしましても、こうした事態に鑑みたくせつかくの制度でありますので、該当する可能性のある方々に対しては、広く御活用いただきますように、制度の周知や御案内に努めてまいりたいというふうに考えてございます。また、真に困っている方々に対して、私ども税務部としても、少しでも力になればと、そんな思いを持って対応に当たっていきたく思っております。

**○小松委員** 次に、国民健康保険そのものについてお聞きをいたします。

臨時会に傷病手当に関するものが提案されていますので、それはそちらの審議に委ねたいというふうに思いますが、国保料について、売り上げが3割ほど減少した世帯に対して、減免を適用するという考え方が国から示されているものと思います。今現在も、国保料の減免条例は持っていて、自然災害によるものや所得が激減した場合には国保料を減免しますよと、こうした規定を旭川市は持っていますが、今回の新型コロナに関係しての減免の考え方がどのようなものなのか、その概要について御説明ください。

**○鈴木福祉保険部次長** まず、対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の場合は、国保料の全額を減免し、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年より3割以上の減少が見込まれる世帯の場合につきましては、世帯の前年の合計所得の金額に応じて、最大全額を減免する制度を設けようとするものでございます。減免の対象となる保険料につきましては、令和元年度分及び令和2年度分の保険料が対象となっておりまして、令和2年2月1日から、来年になりますけれども、令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となっております。なお、

今回の減免による保険料の減収額につきましては、全額国費で補填される予定となっております。

○小松委員 既に旭川市では減免条例を持っていて、今説明があったように、新型コロナに関する新しい考え方と言いますか、それで減免の取り扱いをするということであります。

売り上げが3割落ち込んだ場合が対象というのは、比較は前年同期比ということでもいいのかな。3割以上落ち込んだというのは、何と比較するのか、ちょっと御説明ください。

○鈴木福祉保険部次長 減収の対象期間でございますけれども、前年の1月から12月までの収入と、ことしの1月から12月までの見込み収入額が比較対象となっております。

○小松委員 見込みで3割以上落ち込むよと、それで減免申請をして、適用になる。12月を経過して、事実は25%しか落ち込んでない。この場合はどうなんですか。

○鈴木福祉保険部次長 詳細につきましては、今後、国から追って通知が来るというふうになっておりまして、現段階では詳細は不明となっております。

○小松委員 前年所得が300万円以下で3割以上落ち込んだ世帯は、国保料を全額免除という考え方はですね、国は。これは相当なものなんです。ところが、国保の既存の制度で、免除します、減額しますと言っても、中身はいろいろなんですよ。何がいろいろかということ、全額免除する対象の国保料が、国保料そのものなのか。応能割、応益割というもので構成されて国保料が算出されているんですが、この両方ともが全額免除になるものなのか。あるいは、場合によっては、所得に対してかかる保険料は免除、軽減するが、人数や世帯に関する応益割はその対象にしませんよというのが、現行制度でもあるんですね。今回、新型コロナに関する減免はどちらの内容なのか、御説明ください。

○鈴木福祉保険部次長 今回予定されております新型コロナの関係の減免につきましては、所得均等割、応益割を含めて、全額の保険料が減免の対象となっております。

○小松委員 結構な制度ですね。300万円以下で3割以上減少したところは全額免除ですから。全額免除された方はそれでかなり救われることになるというふうに思いますが、今はいろいろ病院の受診を自粛している人もいますね、感染したら困ると。しかし、何らかの事情で病院を受診しなければならない、しかし収入は減っている。国保料は全額免除の対象になった。病院に行ったときの窓口負担、3割負担は、今私が見た範囲では残るのかなという感じもするんですが、どうなっていますか。

○鈴木福祉保険部次長 病院を受診したときの3割負担、一部負担金の取り扱いにつきましては、既存の制度でも一部負担金の減免がございます。こちらは生活保護の収入基準を準用した考え方になっておりますが、こちらのほうを円滑にといいいますか、市民に使っていただきたいということで周知してまいりたいというふうに思っております。

○小松委員 今回、特別にそれが拡大されたりするわけではないということですね。

それから、3割以上減少が見込まれる人は全額免除、あるいは全額にならなくても、軽減されるよという規定で、それらに該当しない人は、少なからずコロナの感染症で影響を受けても、さきに税務部が地方税法上の徴収の猶予ということを述べられたけども、国保料については、徴収の猶予というのはあるのかなのか、お聞きいたします。

○鈴木福祉保険部次長 先ほど税務部のほうからも御答弁を申し上げたところですがけれども、今回、国保料については、保険料そのものの減免措置を設けられるという予定になっております。地方税

のように、徴収猶予の特例につきましては、今の段階では国に確認をしているところでありまして、不明なところがありますけれども、既存の徴収猶予の制度、換価の猶予ですとか、納付相談を通じた分割納付だとか、そういったものがございますので、個々の状況を踏まえ、適切に税務部のほうで対応していただけるのかなというふうに思っております。

**○小松委員** この臨時会に、傷病手当については条例提案が予定されていますが、今述べられた国保料の減免等に関して、条例の改正は必要ないのか、お聞きをいたします。

**○鈴木福祉保険部次長** 今回の国保料の減免につきましては、既に規定されている国民健康保険条例の第19条第1項、第2項のいわゆる所得の大幅な減少に該当するということが規定されておりますので、条例の改正については必要ないのかなというふうに考えております。詳細な対象条件ですとか減免割合等の基準につきましては、規則改正が必要と考えておりまして、規則改正により対応したいというふうに考えております。

**○小松委員** 6月に今年度の国保料の納付通知が届くと。例年、特に、国保料が引き上がった場合、ことは引き上がるようでございますが、引き上がった場合は、問い合わせの電話が殺到します。8台とか、9台かな、もう満杯です。私が、用事があって国保課長に電話をしてもつながらず、何回しても。何をしていたのかと後で聞くと、問い合わせに対応していたということもありました。今回、恐らく今のような国保料の減免に関するお知らせも入れることになると思うんですね、周知徹底するために。相当な問い合わせが予想されます。

行政は、親切丁寧にやることはもとよりなんだけれども、問い合わせの電話を何回かけてもつながらずということになれば、これは適切な対応とは言えないわけで、周知をどのようにわかりやすくしていくつもりか、そして、市民からの問い合わせに十二分に対応できる、そうした体制をとって臨むおつもりなのか、そこを最後に聞きをいたします。

**○向井福祉保険部保険制度担当部長** 先ほど来、委員のほうから御質問をいただきました減免制度のほか、今回の臨時会でも傷病手当の新設について提案する予定でおります。また、納付書が6月に皆さんの世帯のほうに送られまして、その後も、保険証も出ますし、国民健康保険課においては繁忙期を迎えるというふうに考えております。そうした通常業務の中でも、多くの問い合わせもございますので、まずは、今回のコロナに関連する制度につきましては、納入通知書の中に同封しますチラシを活用するほか、ホームページやさまざまな媒体などでできるだけわかりやすい周知を図っていきたいというふうに考えておりますし、職員の対応におきましても、できるだけ速やかに、混乱を起こすことのないよう、職員向けの共通のQ&Aをつくるなどもしていきたいというふうに考えております。また、職員の体制ということにつきましても、その状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

**○小松委員** 税務、国保に関する質疑は以上で終わりたいと思うんですが、やっぱり、何よりも住民生活、住民一人一人が経験したことがない危機的な状況であります。したがって、行政も経験したことがない対応に挑んでいかなければなりません。もちろん、私ども議会議員も同様であります。したがって、そのときになって、こんなはずでなかったということも起こり得るのかもしれないだけに、事前にさまざまなシミュレーションを行って、抜かりなく、できる対応をしていくということは言うまでもありません。しっかりとそうしたことの観点で対応をしていただきたいと、そのことを述べて終わります。

○**金谷委員長** この議題にかかわり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、新型コロナウイルス感染症に関する母子支援策についてに入ります。

発言はありますか。

江川委員。

○**江川委員** おはようございます。

新型コロナウイルス感染症に関する母子支援策、特に、妊産婦と子どもに関するところについて伺ってまいります。

まず、妊産婦が新型コロナウイルスに関して注意すべきことはどのようなことがあるでしょうか。

○**松浦子育て支援部母子保健課長** 一般的に、妊産婦の方が肺炎にかかった場合には重症化する可能性があるため、人混みを避け、こまめに手を洗うなど、日ごろの健康管理を徹底していただくことが必要です。なお、妊娠後期に感染した場合は、現時点では、重症度は一般の方と変わらないとされており、また、胎児のウイルス感染例が海外で報告されておりますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告は聞かれておりません。

○**江川委員** 特に、産後なんかは免疫力が落ちているというふうに言われたりもしますけれども、普通の方と同じようにという認識でよいのかと思います。

現在、行われる予定の支援について、まず、妊婦さんについてお示してください。

○**松浦子育て支援部母子保健課長** 妊婦につきましては、感染が妊娠に与える影響や、日ごろの感染予防、また働き方などについて記載されたチラシの配布を行うとともに、母子健康手帳の交付につきましても、希望者については郵送で手続が行えるよう配慮しているところでございます。

また、今回、補正予算で提案している妊婦へのマスクの配布につきましては、不良品の混入などの問題により、再開の時期については国からの指示を待っているところでございます。そのほか、窓口対応につきましては、マスクの着用、窓口カウンターへの消毒、ビニールカーテンの設置などのほか、環境が変わり不安を抱える方や、万が一感染した妊婦がいた場合には、電話等による精神的ケアなどの支援を行う体制を整えております。

○**江川委員** 話題のマスクに関しては、別の機会に伺いたいと思います。

さて、遠軽厚生病院でクラスターが発生し、一時期、外来診療を取りやめておりました。この病院は、地域周産期母子医療センターでもありましたので、その影響を心配している声が私のほうにきています。そこで、旭川市においても一応確認しておきたいんですが、旭川市内における地域周産期母子医療センターが設置されている施設名をお願いします。

○**松浦子育て支援部母子保健課長** 旭川市内における地域周産期母子医療センターは、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医科大学病院となっております。

○**江川委員** では、現在の感染症の影響の有無をわかる範囲でお答えください。

○**松浦子育て支援部母子保健課長** 現在、市内での妊婦の感染については確認されておりませんが、令和2年4月10日付、厚生労働省事務連絡のとおり、妊産婦や乳幼児が感染した場合については、入院などにより母子分離となることも想定されるなど、妊産婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、当課としましても、医療機関や保健所等と連携を図り、感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、心のケアを含めたきめ細やかな支援を行い、

妊産婦や養育者等の不安の解消に努めていきたいと考えております。

○江川委員 いわゆるNICUと言われるような施設は、旭川近郊の市町村の産科にとりましても大変重要な施設です。あわせて状況を把握することで、共有して、電話相談等での対応にもつながるかと思っておりますので、不安解消になると思っております。

次に、赤ちゃんが産まれた、つまり産婦になった方に関する支援としては、どのようなことを行う予定でしょうか。

○松浦子育て支援部母子保健課長 産婦に関する支援につきましては、産婦健康診査において産後うつ等の早期発見を行うとともに、妊娠期から不安が強いなど支援が必要な方については、引き続き継続して支援を行っております。また、産後1～2カ月をめどに赤ちゃん全戸訪問を行い、お母さんの健康状態やお子さんの発育、発達の確認、育児の相談などを行っており、各事業を通して、必要に応じ、子ども総合相談センターと連携を図り、産後ケア等のサービスにつなげるなどの支援を行っております。外出自粛が行われているこのような状況だからこそ、個別支援を継続して行い、状況確認及び支援を行っていきたくと考えております。なお、家庭訪問を行う際には、事前に発熱や呼吸器症状等の確認を行い、感染予防対策をしっかりと行った上で支援を続けているところでございます。

○岩崎子育て支援部次長 子ども総合相談センターの支援としましては、産後ケア事業について、今年度から対象期間を産後1年未満に延長して実施しており、母子保健課や関係機関と連携を図りながら支援を行っております。また、今年度から新たに、妊娠中や出産後において、母親の体調不良等のために家事や育児の援助を必要とする家庭をヘルパーが支援する産前・産後ヘルパー事業を実施することとしており、事業の開始は8月を予定しているところでございます。これらの事業のほか、新型コロナウイルス感染防止に伴うさまざまな不安や悩みなどにつきましても、家庭児童相談等として対応しているところでございます。

○江川委員 免疫力が低下しているというのは、妊婦さんと産婦さん、同じなんですけれども、国からは何の支援もなく、旭川市としては、これまで行ってきた対応というのをより心を込めて丁寧に行うというのが精いっぱいなのかと思っています。哺乳瓶の消毒やガーゼなどのベビーグッズが買えないということが今起きています。既に提案などをされているかと思うんですけれども、現在、旭川市が配布している次亜塩素酸水の配布など、妊産婦さんにも拡大できないか検討するなど、丁寧なケアをしていただきたいと思います。

続いて、子どもに関する部分について伺います。2月からの一斉休校において、どのような支援を行い、現在はどのような支援を行っておりますでしょうか。

○浅田子育て支援部子ども育成課長 一斉休校への対応についてでございます。2月27日から3月4日まで、北海道の一斉臨時休校が行われましたが、この間は、児童の接触を避けるため、放課後児童クラブも臨時休会としておりました。その後、3月25日まで休校期間が延長されましたが、どうしても仕事を休むことができず、ほかに預け先がないなど、家庭等での保育が難しい世帯に対応するため、その児童らを対象に放課後児童クラブの開始時間を前倒しし、正午から受け入れを行い、あわせて、その時点では放課後児童クラブに入会していない児童の特例入会も実施したところでございます。また、午前中は、教育委員会と協力しまして、放課後児童クラブが設置されている小学校の児童には学校舎に、未設置の小学校の児童向けには、子ども総合相談センターに市職員を

派遣し、児童の緊急受け入れを行ったところでございます。3月26日からは通常どおりとなったところですが、4月20日から再度の臨時休校が開始されましたので、3月の実施体制と同様に、小学校等における緊急受け入れ、放課後児童クラブの開所時間の前倒し及び特列入会の実施により、家庭等での保育が難しい世帯に対しての支援を行っており、現在も継続中でございます。

**○江川委員** 3月26日からの通常どおりというのは、春休みになったということで、もともとそういう体制だったのかと思うんですけど、長期休みに準じて、朝から児童クラブでの預かりになったということでしょうか。保育の必要性がある小学生の預かりを行っていただいて、これは本当に助かるという感謝の声がよく来ます。伝えておきたいと思います。

保育所等の未就学児童については、感染拡大防止等、保育の継続の難しさがあると思うんですけども、2月以降、旭川市ではどのように対応しましたでしょうか。

**○浅田子育て支援部こども育成課長** 保育所等への対応についてでございます。2月26日に北海道から全道臨時休校要請があり、2月27日から臨時休校となりましたが、本市では、これより前の2月25日に、市内保育施設に勤務する保育士の新型コロナウイルス感染が判明し、翌26日から同施設が臨時休園したこともあり、市内保育施設等の長に対して、2月28日から3月7日の間は可能な限り当園を回避していただくよう、保護者に要請する通知を2月27日に発出いたしました。また、認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業者に対しましては、利用児童の健康観察や指導、施設内の環境整備、関係者に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応などについても通知し、必要な者には保育が提供されるようにするという児童福祉の原則を維持しながら、保育現場での感染拡大防止を図ってまいりましたし、この対応については、認可外保育所及び幼稚園に対しても情報提供してまいりました。その後、旭川市内の感染状況が一定程度落ちついたことから、3月9日からは、可能な限りの家庭保育に御協力いただくというお願いの文書を発出したところでございます。さらに、3月31日には、家庭保育の協力依頼期間を終えて、3月中は日割り計算により保育料の減額を行うことと、4月1日からの通常保育の実施と、感染拡大防止の継続を保育施設と保護者の両方に文書で連絡いたしました。4月16日の夜には、国から北海道が緊急事態宣言の地域指定等を受け、北海道も緊急事態措置を発表いたしましたので、北海道からの保育所の使用の制限等に関する言及はございませんでしたけれども、国及び北海道の全体の状況も勘案し、4月21日から再び登園回避要請とさせていただき通知を保育施設と保護者宛てに4月20日に発出し、要請期間を緊急事態宣言の終了日までとしているところでございます。

**○江川委員** 認可保育施設に関しては、3月中、ゼロ歳から2歳の保育料を払っている世帯に対して減額を行っているということで、いろいろと課題を認識しているかと思うんですけども、登園回避に協力した保護者に対する副食費などの対応が施設によってやや異なるだろうという点については、ある程度情報を把握しておく必要があるのではないかなということだけ伝えさせていただきたいと思います。

精神面に関して伺いますが、精神面のフォローに関して、家庭支援等についてお示してください。

**○岩崎子育て支援部次長** 子育ての不安や悩みに対する支援としましては、市内10カ所に設置しています地域子育て支援センターにおいて、電話相談を行っているほか、子ども総合相談センターでは、子どもや家庭についてのさまざまな問題や、不登校やいじめ、児童虐待に関する相談や言葉の発達が遅い、友達と遊べない、学習のつまずきがあるなど、子どもの発達、育成に関する相談に

対応しているところでございます。また、子どもホットラインを設置して、子どもからの相談に対しても対応できる体制としております。これらの相談窓口は、通常時から設置しているものでございますが、一斉休校時の利用といたしまして、子どもが家庭で過ごす時間がふえたことにより、これまで相談に至らなかったささいなことであっても御相談していただくことによって、子育ての不安や悩みの早期解消につながると考えているところであり、相談者に寄り添った対応に努めているところでございます。

**○江川委員** ふだんからある子どもホットラインなんですけど、電話を自分で持っている年代の子に限られてくるというのがちょっと一つ課題なのかなというふうに思っています。現状では難しいと思いますので、今後の課題として持っておいていただけたらなと思います。周りの気づきというところから、要保護児童対策地域協議会について伺います。今回の休校前に、開催等の検討は行いましたでしょうか。

**○岩崎子育て支援部次長** 要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもを初めとする要保護児童等に関する情報のほか、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容について協議を行うものということになってございます。本市におきましても、旭川児童相談所のほか、法務局、警察といった国、道の機関や旭川市医師会、旭川弁護士会、小中学校校長会などの関係団体で構成しており、子ども総合相談センターが調整機関として事務局機能を担っているところでございます。この協議会は、代表者会議、実務者会議、ケース検討会の3つの会議を設置しており、今回の新型コロナウイルス感染予防に伴う小中学校の臨時休業前に、代表者会議や実務者会議を開催した経過はございませんが、個別の要保護児童等に対して、関係機関が協議を行うケース検討会におきましては、必要に応じて適宜開催しているところでございます。特に、一斉休校以降におきまして、このケース検討会において、新型コロナウイルス感染防止に伴い懸念される留意点を踏まえて協議しているところであり、これまで6回開催したところでございます。

**○江川委員** 要対協が行われているということで、協議される事項のうち、虐待ケースは適切な支援で重篤化しないようにというふうに世間の注目もあるかと思えます。緊急事態宣言における施設の休館や一斉休校による街区公園の利用活性等によって、1人で留守居ができる生徒等の居場所も課題となっています。虐待の懸念のほかにもどのようなケースが考えられますでしょうか。

**○岩崎子育て支援部次長** 相談の種別としましては、児童虐待やその他の養護相談のほか、肢体不自由等の障害に関する相談や家出、盗み、暴力などの非行、性格行動や不登校などが考えられます。一斉休校以降の懸念としましては、例えば、登校渋りがあった子どもが、一斉休校をきっかけに不登校傾向が強まってしまうケースや、家庭で過ごす時間が長時間になりますことから、テレビやスマートフォン、ゲーム機などを視聴する時間が増加することなどによりまして、SNS等を通じたトラブルに巻き込まれるケースなどが考えられるところでございます。

**○江川委員** より専門性のある事例に対応するには、児童相談所との連携が必要となる場合がありますけれども、今回のような一斉休校などに関して、素早い情報収集が個々の事例に対応する上ではとても重要です。今回のようなケースは、そうそうあることではないと思ったほうがいいとは思いますが、学校の設置者として、旭川市が休校を決めたとき、保育の必要性のある小学生の預かり体制をどうするかや、保育施設の対応に関しては、ほぼ同時に協議が行われていたかと思いま

して、その点は評価すべき点だと思っています。そして、本来は、児童相談所でも同時に対策についての協議をして、密に連携をとるということが必要であったかと思います。しかし、現状では要対協という形で招集して一緒に話し合うということが、組織上、精いっぱいなのかなと思っています。

児童相談所の役割として、虐待が注目されることが多いんですけども、非行ケースに関しては、現状把握はどのように共有していますでしょうか。

**○岩崎子育て支援部次長** 非行ケースにかかわる相談につきましては、旭川児童相談所のほか、子ども総合相談センターの家庭児童相談員を中心に、相談内容によってはスクールソーシャルワーカーや保健師が対応しており、相談内容に応じて、旭川児童相談所を初め、医療機関や小中学校などの要保護児童対策地域協議会の構成機関とも情報共有を図り、連携しながら必要な対応を行っているところでございます。

**○江川委員** 最後に、要支援妊婦とはどのような妊婦さんとなりますでしょうか。

**○松浦子育て支援部母子保健課長** 要支援妊婦につきましては、若年、シングル、経済的不安定、望まない妊娠、精神疾患など、出産後の養育に不安があり、養育困難に陥りやすいなど、出産前から支援が必要と認められる妊婦を要支援妊婦としております。その中でも、虐待歴がある、DV、経済的な困窮などの背景がある方を特に支援が必要な特定妊婦としております。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛等が行われている状況の中、生活不安やストレスによる虐待やDV被害の増加が懸念されておりますので、支援対象者等の状況の変化などの確認を行い、子ども総合相談センター等、関係機関と連携を図りながら、適正に対応してまいりたいと思っております。

**○江川委員** 平成30年度の厚生労働省統計の人工妊娠中絶数を見ても、それなりに若年者もいます。さらに、人工妊娠中絶のための資格を持った医師がいなくては、それはできません。考え過ぎと言われるほうがうれしいんですけど、現在の情勢は要支援妊婦、それから特定妊婦がふえる懸念もあるわけですから、ぜひ早い気づきと密に連携した支援を頑張っていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

**○金谷委員長** それでは、案件は以上ですが、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○金谷委員長** 特にないようですので、以上をもちまして、民生常任委員会を散会とさせていただきます。

---

散会 午前11時04分